

相続税(贈与税)適格者証明願に伴う書類一覧

書 類		部 数	注 意 事 項
1	納税猶予適格者 証明願	1	
2	別表特例適用農 地等の明細書	1	
3	土地の登記事項 証明(全部事項 証明書)	1	法務局発行の原本(発行より3ヶ月以内のもの) 登記されている住所と現住所が異なる場合は、7をご参照ください。
4	申請地の公図	1	法務局発行の原本(発行より3ヶ月以内のもの) 申請地を枠線で表示してください。
5	申請地の案内図	1	2,500分の1の縮尺以上の地図に申請地を枠線で表示してくだ さい。
6	委 任 状	1	申請が代理人の場合に提出が必要です。 証明を受けようとする方が自署または記名押印したものをご用意く ださい。
7	住民票、住居表 示変更証明、法 人登記事項証明 書、戸籍の附表 等	い ず れ か 1	相続人全員分の原本(発行より3ヶ月以内のもの)
8①	法定相続情報証 明	1	登記名義人が死亡している場合
8②	・相続関係図 ・被相続人の戸 籍謄本(出生から 死亡まで) ・相続人全員の 戸籍謄本	各 1	①がある場合は、①と③をご提出ください。 ①がない場合は、②と③をご提出ください。 遺産分割協議書がない場合は、法定相続人全員の自署または記名押 印による申請が必要となります。 ※①(法務局発行)、②(本籍地の自治体発行)
8③	遺産分割協議書	1	
9	名寄台帳(資産 税課発行)	1	適用農地の名寄台帳等

(裏面あり)

10	生産緑地である旨の証明書(都市計画課発行)	1	税務署に提出するにあたり、納税猶予の適用農地等であることの証明
----	-----------------------	---	---------------------------------

該当する場合は、下記の書類も併せてご提出ください。

11	地積測量図	1	1筆のうちの一部を申請する場合
12	農業経営の実態証明書	1	他市に居住し、習志野市内の農地に対して適用を受ける場合
13	仮換地証明	1	区画整理区域内農地

※その他審査に必要と判断された場合には、追加で上記以外の書類を提出いただくことがあります。

(注意事項)

- 毎月25日までに提出された申請書について、現地調査の後、翌月に総会で審議・承認を経て、証明書を発行します。証明書発行までに1か月程度かかります。
- 原本還付を希望する方は、原本と写しの両方を持参してください。